

自動車登録番号標及び車両番号標の地域振興等への活用に向けた業務委託の公募に関する説明書

令和8年6月23日に公告した標記業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 自動車登録番号標及び車両番号標の地域振興等への活用に向けた業務委託
- (2) 委託業務の目的 地域名表示が水戸の自動車登録番号標及び車両番号標に地域の風景や観光資源の図柄を導入することにより、魅力を全国に発信する「走る広告塔」として、地域振興・観光振興に活用する。
- (3) 委託業務の内容 別添「自動車登録番号標及び車両番号標の地域振興等への活用に向けた業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 見積限度額 3,245,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※なお、この額は事業内容の規模を表すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 契約の方法

- (1) 契約方法
随意契約
- (2) 契約の相手方の候補の選定
公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

3 資格要件

提案者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、物品調達等競争入札参加者資格に登録されている者（申請中を含む）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去に同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

4 評価項目及び審査方法

- (1) 評価項目
提出された企画提案書等は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記の評価項目を基に総合的に評価を行う。

(企画提案書評価項目)

| 評価項目 | 評価基準 |
|---------------|---|
| 1. 業務内容 | |
| ① 業務内容の理解度 | ・当該業務に取り組む目的及び業務内容を理解し、企画に反映しているか。 |
| ② 提案内容の的確性 | ・業務実施方針が明確に示されているか。 ・仕様書を踏まえた提案内容になっているか。 |
| ③ 実現可能性 | ・実現が可能な業務提案・スケジュールが示されているか。 |
| ④ 業務の独自性 | ・業務の目的や仕様に沿っている、提案者独自のノウハウや特色が活かされた提案内容になっているか。 |
| ⑤ 見積額の妥当性 | ・見積り金額およびその内訳が、仕様書及び企画提案内容に即して適切に積算されているか。 ・業務内容・体制・工数との整合性が確保されており、過不足のない合理的な金額設定となっているか。 |
| 2. 実施体制 | |
| ⑥ 実施体制の適切性 | ・指揮系統及び役割分担（責任者、担当者等）が具体的に示され、充実した体制になっているか。 |
| 3. 業務実績 | |
| ⑦ 同種又は類似業務の実績 | ・過去5年間に同種又は類似業務に関する実績があり、委託業務を確実に履行する能力があると認められるか。 |

(2) 審査方法

担当部局内に設置した審査委員会において、上記（1）の評価基準により、企画提案書及びプレゼンテーションにて審査を行う。プレゼンテーションは令和8年7月13日（月）に実施予定であり、詳細については企画提案書等を提出した事業者に対し別途連絡する。

ただし、企画提案書の提出者が1社のみであった場合には、プレゼンテーション審査は行わず、書面のみによる審査を行う場合もある。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、決定後速やかに通知する。

5 手続き等に関する事項

担当部局

茨城県政策企画部地域振興課企画調整G（担当：比嘉）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 県庁10階北側
TEL：029-301-2720
E-mail：chikeil@pref.ibaraki.lg.jp

6 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、質問書（様式5号）により、令和8年6月30日（火）17時まで、担当部局にて電子メールにより受け付ける。なお、質問を提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(1) 提出先

「5 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

(2) 回答方法

質問は、令和8年7月3日（金）までに電子メールにより回答する。

7 提出書類及び提出方法等

| (1) 提出書類及び提出部数 | 郵送の場合 |
|--------------------------|-------|
| ①企画提案提出書（様式1号） | 1部 |
| ②会社・団体の概要（様式2号） | 1部 |
| ③過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3号） | 1部 |
| ④資格要件に関する申立書（様式第4号） | 1部 |
| ⑤企画提案書（任意様式） | 1部 |

仕様書及び下記の留意事項を考慮したうえで、可能な限り具体的な提案を盛り込むこと。

ア 事業実施方針及び手法

業務全体に関する考え方や取組方針に加え、業務主旨にあった企画案について、内容を具体的に記載すること。

イ 実施計画

各業務への着手から全体報告書作成までのスケジュールについて、具体的な作業項目ごとに示した工程表を作成すること。

ウ 業務執行体制

本業務の実施体制については、氏名、所属部署、役職名、略歴、主な専門分野、本業務の遂行に有益な関連業務実績及び資格・スキル等を記載すること。

| | |
|-------------|----|
| ⑥ 見積書（任意様式） | 1部 |
|-------------|----|

(2) 提出期限 令和8年7月9日（木） 17時必着

(3) 提出先 「5 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

(4) 提出方法 電子メールまたは送付（送付記録が残るもの）に限る。なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

8 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

(6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(9) 契約の相手方は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。